

三条市地域自立支援協議会の運営について
(相談支援事業の充実を目指して)

平成20年9月29日

三条市地域自立支援協議会連絡調整会議

目 次

○ 三条市地域自立支援協議会の目的と事務局	1
○ 三条市の相談支援の変遷	4
○ 「相談支援事業」とは何か	5
○ 「個別支援会議」とは何か	6
○ 「社会資源」とは何か	7
○ 個別支援会議から見えてくる地域の課題	8
○ 地域による情報共有と資源開発のイメージ	9
○ 三条市地域自立支援協議会の目標（初期段階）	10
○ 三条市地域自立支援協議会の組織と各会議の役割	11
○ 三条市地域自立支援協議会の今後の発展	13

三条市地域自立支援協議会の目的と事務局

○ 三条市地域自立支援協議会の目的

協議会には、大きく分けると「相談支援事業の充実」と「障がい者計画、障がい福祉計画の見直し」といった2つの目的があります。

○ 三条市地域自立支援協議会の事務局

2つの目的に応じ、協議会の事務局を「三条市地域自立支援協議会連絡調整会議」と「三条市福祉課（障がい者計画担当）」で分担して運営していきます。

目 的	事 務 局
相談支援事業の充実	三条市地域自立支援協議会連絡調整会議
障がい者計画、障がい福祉計画の見直し	三条市福祉課（障がい者計画担当）

※ 協議会全体の庶務は、福祉課で行います。

○ 三条市地域自立支援協議会連絡調整会議の構成

連絡調整会議（事務局）は、相談支援事業者と三条市福祉課（相談支援担当）で構成し、相談支援事業の充実に関し、民と公の協働体制で協議会を運営していきます。

連絡調整会議（事務局）

相談支援事業所 ハート

相談支援事業所 ひめさゆり

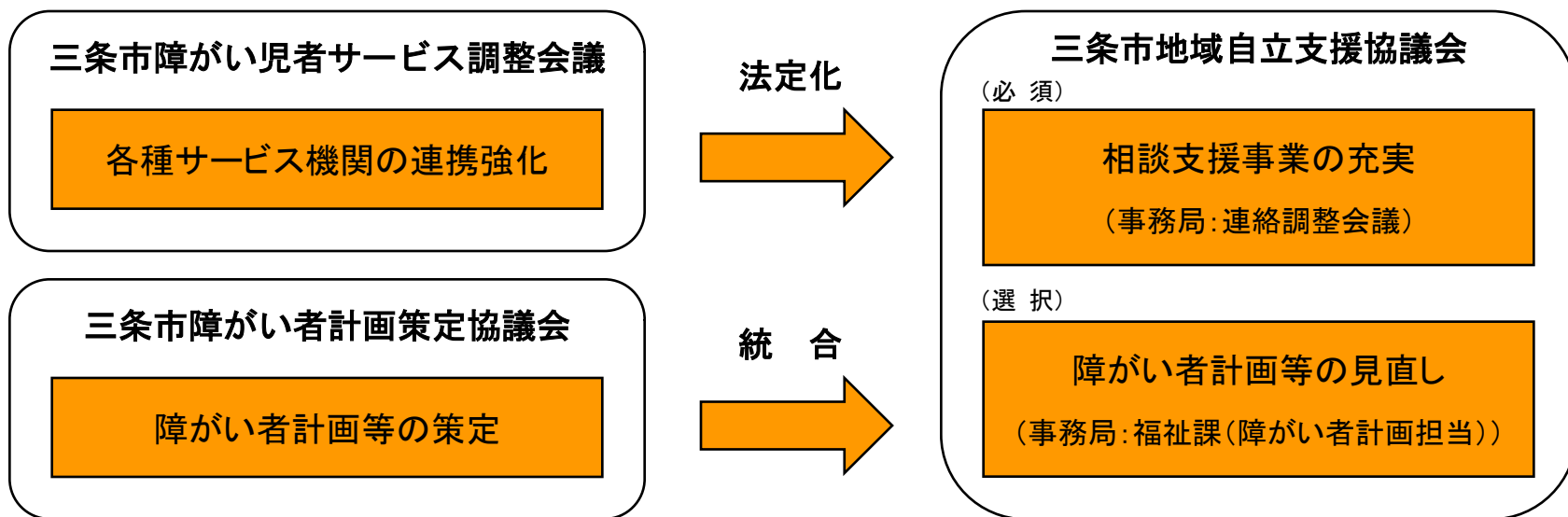
相談支援事業所 つなぐ

相談支援センター 青空

三条市福祉課（相談支援担当）

○ 協議会の前身と目的の継承

三条市地域自立支援協議会は、前身である「三条市障がい児者サービス調整会議」と「三条市障がい者計画策定協議会」の目的を継承しています。



※ 以下「相談支援事業の充実」についての説明を進めていきます。

三条市の相談支援の変遷

年 月	内 容	説 明
15年4月	ケアマネジメントの手法の導入	支援費制度（利用者本位の制度）の開始に伴いケアマネジメントの手法が導入される。
17年8月	障がい児者サービス調整会議の立ち上げ	各種サービス機関の連携強化を図るため、その中核的役割をなす障がい児者サービス調整会議を立ち上げる。（現在の協議会の前身）
18年10月	相談支援の実施主体の一元化	障がい種別により実施主体が分散していたが（知・精・児は県、身は市）、障がい者自立支援法の施行により実施主体が一元化される。
19年4月	相談支援事業の委託を開始	直営で行ってきた相談支援の事務を事業化し、市内4カ所の事業所に委託。1カ所につき1名の相談支援専門員を配置する。
20年3月	地域自立支援協議会の立ち上げ	協議会の法定化に伴い、相談支援事業の充実を図るため、その中核的役割をなす地域自立支援協議会を立ち上げる。

「相談支援事業」とは何か

○「相談支援事業」とは

障がい者が地域でさまざまな社会資源を活用しながら、自立した日常・社会生活を営むことができるよう、本人や家族からの相談に応じたり、情報提供を行ったり、本人のニーズに合わせてサービス調整を行ったりすることです。サービス調整の際には、ケアマネジメントの手法を用います。

○「ケアマネジメント」とは

本人の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえて、必要とされるサービスを組み合わせた計画を作成し、計画に基づくサービスの実施状況の把握や評価を行い、必要があれば計画を見直すことで本人が適切なサービスを継続的に利用できるようにする仕組みを言います。計画を作成する際には、**個別支援会議**を開催します。

【キーワード①】

個別支援会議

「個別支援会議」とは何か

○ 「個別支援会議」とは

個々の相談内容やニーズに基づき、関係者が集まって具体的な支援の手だて・役割分担等を話し合い、支援体制の構築を行う会議です。また、個別支援会議は、こうしたサービス調整に関わる会議のみに留まらず、個々の相談内容やニーズに基づいて、関係機関が集まって進めていくさまざまな会議の総称でもあります。

○ 個別支援会議の機能

主な機能として、情報機能（**情報の共有**）と開発機能（**資源の開発・改善**）があります。支援体制の構築に必要な利用者ニーズ、生活実態、社会資源、課題等の情報を関係者で共有することができます。また、個別支援会議の中で新たな社会資源を開発したり、従来の社会資源を改善したりすることができます。

【キーワード②】

情報の共有

【キーワード③】

資源の開発・改善

「社会資源」とは何か

○ 「社会資源」とは

福祉ニーズを充足するために活用されるものの総称を言います。フォーマルな資源、インフォーマルな資源、また、形のある資源、形のない資源など、様々なものがあります。

	フォーマルな資源	インフォーマルな資源
形のある資源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設／病院 ・ 保健所 ・ ヘルパー ・ 障がい者手帳 ・ 自立支援医療 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所 ・ 相談支援専門員 ・ 民生委員 ・ 障がい年金 ・ 法律／市報
	など	など
形のない資源	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノーマライゼーション理念 ・ 公的責任 ・ 安否確認 ・ フォーマルネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度 ・ 情報共有
	など	など

個別支援会議から見えてくる地域の課題

○ 更なる情報の共有の必要性

現状では、個別支援会議の情報は、そこに関わる一部の人にしか伝わらない状態です。地域全体の個別支援会議（支援体制）の質を向上させるためには、個々の個別支援会議の情報を集約し、その情報を広く地域で共有し、活用していく必要があります。

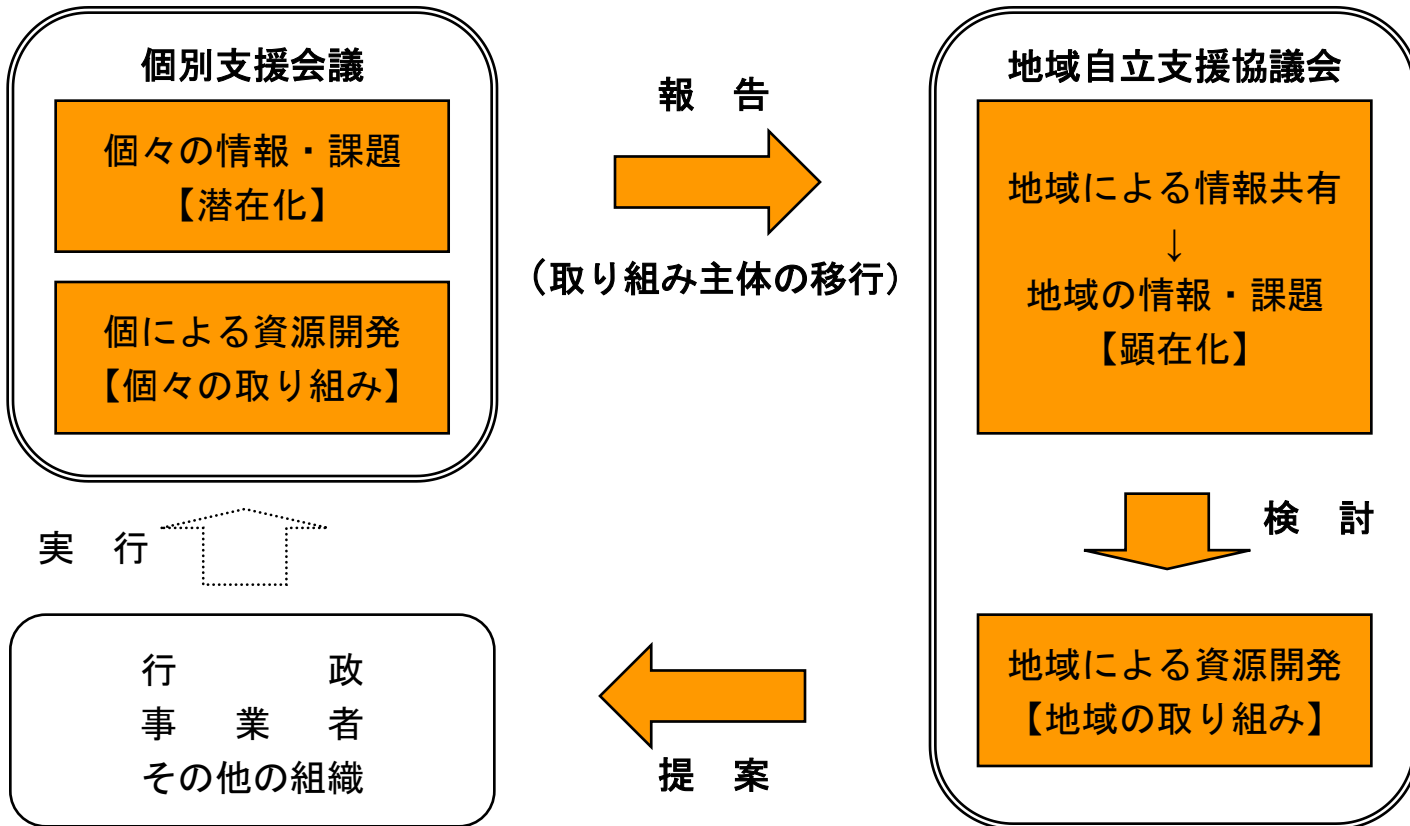
○ 更なる資源の開発・改善の必要性

個別支援会議の中で開発・改善する資源だけでは、解決困難な事例も数多くあります。その事例の解決を目指すためには、個別支援会議の情報を基礎とした地域による更なる資源の開発・改善の取り組みが求められます。

○ 地域による情報共有、資源開発の場の設置の必要性

上記の2つの課題を解決していくためには、地域による情報共有、資源開発の場が必要となります。その場が**地域自立支援協議会**です。相談支援事業の充実を図るための中核的な役割を担うこととなります。

地域による情報共有と資源開発のイメージ



三条市地域自立支援協議会の目標（初期段階）

- 設定期間：立ち上げから2年間（初期段階）
- 目標：「三条市地域自立支援協議会の基礎づくり」を行う

具体的には、

目標①：「個々の情報・課題の集約と地域による情報共有」を行う

→ 「個々の情報・課題」を「地域の情報・課題」に

目標②：「情報共有の強化・拡大に向けた取り組み」を行う

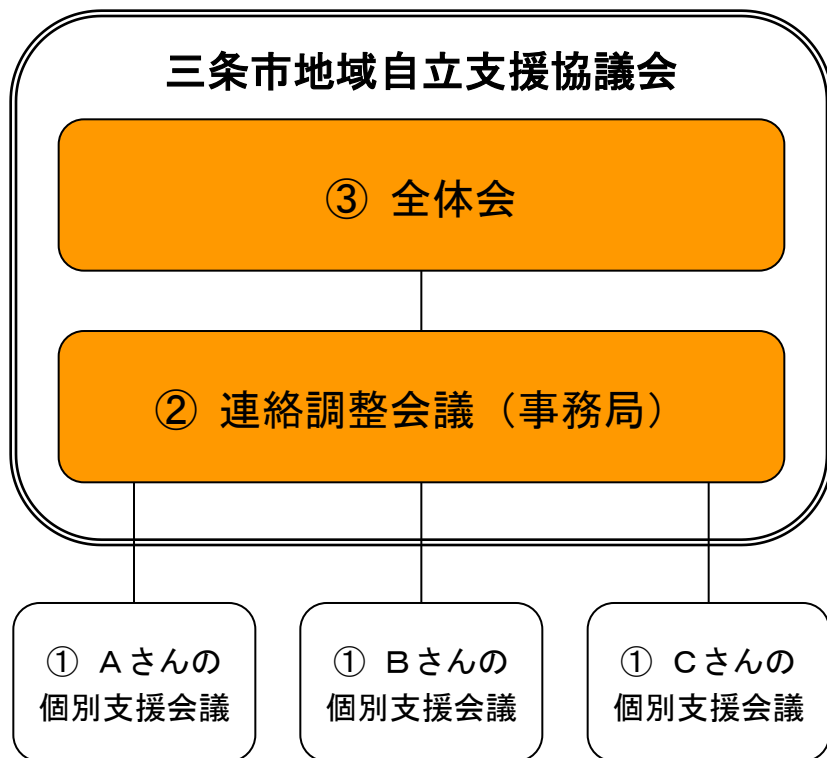
→ 情報共有を足がかりに、地域の協働体制を構築

目標③：「地域の課題の解決に向けた取り組み（今できること）」を行う

→ 成功例を蓄積し、協議会の存在意義を確立

三条市地域自立支援協議会の組織と各会議の役割

○ 三条市地域自立支援協議会の組織



① 個別支援会議

個別支援会議の情報を地域自立支援協議会に報告します。報告者は相談支援事業者と三条市福祉課（相談支援担当）です。

② 連絡調整会議（事務局）

情報・課題を集約し、全体会の議題や提出資料の調整を行います。構成員は相談支援事業者と三条市福祉課（相談支援担当）です。

③ 全体会

集約された情報・課題をもとに、地域の関係者で情報の共有や議題の協議を行います。協議会全体の意思確認の場となります。構成員は協議会の委員です。

○ 各会議の役割（目標別）

個々の情報・課題の集約と地域による情報共有【目標①】	集約 事務局	報告 事務局	確認 全体会		
情報共有の強化・拡大に向けた取り組み【目標②】	検討 事務局	提案 事務局	協議 全体会	承認 全体会	実行 事務局
地域の課題の解決に向けた取り組み（今できること）【目標③】	検討 事務局	提案 事務局	協議 全体会	承認 全体会	実行 事務局

三条市地域自立支援協議会の今後の発展

○ 地域自立支援協議会のステップアップ指標（参考）

この指標は、次のステップに向けた目標を設定するための参考資料です。

	相談支援体制	行政の関与	協議会の運営・内容
第1段階	専門的相談窓口が明らかでない(どこに相談したらよいかわからない)	窓口対応だけとなっていて相談支援の重要性を理解していない	協議会が設置されていない
第2段階	相談支援事業が実施されているが窓口対応、電話対応のみとなっている	事業者や関係団体と意見交換をして実態の把握が少しずつでき始めている	協議会は設置されているが形骸化している
第3段階	相談件数も増え始め個別支援会議が開催され始めている	個別支援会議に出席し連携を始める	協議会が定期的開催され情報共有が活発化し始めている
第4段階	個別支援会議が当たり前のように日常的に開催されている、また積極的な訪問相談が行われている	個別事例に確実に関与し、協議会の事務局機能を持つ	情報共有が活発になり専門部会等の取り組みも具体化され、協働体制が整う
第5段階	相談窓口にアクセスできる利用者のみならず、きめ細やかに対応し全ての利用者の状態を把握している	施策の立案と推進機関として協議会の重要性・必要性を十分認識している	新たな社会資源が開発され、施策の提言ができ始めている